

指定管理者候補者の選定結果について

江南区建設課所管の新潟市亀田駅前地域交流センター及び亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場について、令和7年8月17日より指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市亀田駅前地域交流センター 亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場 ※両施設は一体の施設	区分	公募																		
所在地	新潟市江南区東船場1丁目1番22号																				
施設の概要	亀田駅前地域交流センターは、市民相互の交流及び地域活動の振興を目的として平成19年4月に設置された施設である。施設は、ギャラリー、会議室、和室等を有している。また、自転車等の放置防止を図り、市民の利便に資するため、亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場を設置している。																				
指定管理者 申請者 評価会議	委員 土田 進也 (亀田東小学校区コミュニティ協議会 会長) 委員 小嶋 徹 (税理士法人信越会計 代表社員) 委員 本間 弘 (第一町内会 会長) 委員 山本 謙治 (亀田商工会議所 事務局長)																				
指定管理者 (候補者)	環境をサポートする株式会社きらめき 代 表 者 代表取締役 山田 茂孝 住 所 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地																				
指定期間 (予定)	令和8年4月1日～令和13年3月31日																				
選定理由	<p>指定管理者候補者の選定にあたっては、応募が1団体であったため、新潟市亀田駅前地域交流センター及び亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場指定管理者申請者評価会議において、上記応募者から提出を受けた事業計画書等の資料を基に、事業計画、事業提案、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。</p> <p>その後、評価会議における評価結果を参考に検討した結果、上記応募者は指定管理者としての業務遂行能力を有するとして、指定管理者候補者に選定することとした。なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は別表のとおりである。</p>																				
スケジュール	<table> <tbody> <tr> <td>第1回評価会議</td> <td>7月11日</td> <td>※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定</td> </tr> <tr> <td>募集要項等配布</td> <td>8月17日～27日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公募説明会</td> <td>9月1日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>質問受付</td> <td>9月1日～8日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応募受付</td> <td>9月16日～25日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2回評価会議</td> <td>10月17日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>今後、市会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。</p>			第1回評価会議	7月11日	※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定	募集要項等配布	8月17日～27日		公募説明会	9月1日		質問受付	9月1日～8日		応募受付	9月16日～25日		第2回評価会議	10月17日	
第1回評価会議	7月11日	※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定																			
募集要項等配布	8月17日～27日																				
公募説明会	9月1日																				
質問受付	9月1日～8日																				
応募受付	9月16日～25日																				
第2回評価会議	10月17日																				
所管部署 (問い合わせ先)	江南区 建設課 管理係 TEL : 025-382-4703 (直通) E-mail : kensetsu.k@city.niigata.lg.jp																				

指定管理者	環境をサポートする株式会社きらめき
総評	施設管理が行き届いており、利用者が心地よく安全に利用できる環境を整えている。施設利用者のニーズに応じた良好な施設サービスを提供している。近隣施設と利用状況を共有し、連携を図るなど稼働率や利便性の向上に工夫もみられる。節電など経費節減に努めた管理運営も行っており、指定管理者として優良と評価する。

別表（評価結果）

	選定基準	評価項目	配点	基準点	候補者
評価表による評価	施設の設置目的に則した運営方針	管理運営の基本方針	5点	3.0	4.0
		事業計画書	10点	6.0	6.5
		収支計画書	15点	9.0	11.3
		施設の利用促進	20点	12.0	13.0
	事業計画に沿った管理を安定して行う能力	組織構成と人員配置	10点	6.0	8.0
		従事者の雇用・労働条件	7点	4.0	5.5
		賃金水準スライドの反映方法	3点	2.0	2.5
		個人情報の保護に関する取組み	5点	3.0	3.8
		災害及び事故対策	5点	3.0	4.8
		要望や苦情への対応	10点	6.0	7.5
		地域経済振興及び雇用確保の取組み	10点	6.0	9.0
	合計		100点	60.0	75.9
評価表以外の評価	市内中小企業者等への加点		—	—	5.0
	合計		—	—	80.9

※点数は、評価会議の委員4名の平均

※項目ごとに評価会議の各委員の得点を合計した平均値が基準点を下回った申請者は、指定管理者の候補者として不適格とする。